

## 新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が延長されました

令和5年9月30日まで指定されていたセーフティネット保証4号が、令和5年12月31日まで、資金使途を借換に限定した上で、延長されることとなりました。

### 1 セーフティネット保証4号の概要

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、経済産業大臣が指定した災害等の影響により売上高等が減少している中小企業者が融資を受ける際に、一般保証とは別枠（無担保8千万円以内、最大2億8千万円以内）の保証（借入額を100%保証）が利用可能です。

### 2 対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。

- (1) 同一都道府県内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※詳しくは最寄りの市町村へお問い合わせ下さい。

### 3 今回の変更点

セーフティネット保証4号を取得しての新規融資は以下の期間までに申込みが必要です。

- ・市町村へのセーフティネット保証4号の認定申請：令和5年9月30日（土）まで
- ・信用保証協会への保証申込み：上記認定書の有効期間内まで

※ただし、有効期限内であっても保証協会への申し込みは10月中に行う必要があります。

※あくまで新規融資のみの利用を終了するものであり、借換のみ、借換+新規の追加融資での利用は、従来通り可能です。

本認定の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230830\\_4gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230830_4gou.html)

### 4 県制度融資への影響

上記3の変更により、下記のメニューについては、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号を利用した新規融資の申込みが出来なくなります。

- (1) 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）
- (2) 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）
- (3) 経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）

※(1)(3)については、借換のみ、借換+新規融資での利用は可  
県制度融資の詳細は以下をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html>

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0  
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

長野県総合5か年計画推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

[長野県は「SDGs未来都市」です]として



(問合せ先)

産業労働部経営・創業支援課金融支援係  
(担当) 桐生 石坂 小平

電話：026-235-7200（直通）

026-232-0111（代表）内線 2962

E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp